

※ 留意事項

次に該当する児童生徒は、学級編制の基礎数から除外すること。

- ・ 1年以上居所不明の者
- ・ 児童自立支援施設、少年院に送致されている者
- ・ 心身の障害の程度が重度で就学猶予又は免除を相当とする者
- ・ 病気等で1年以上出席見込みのない者
- ・ 学籍のない者

□ 参考 <学齢児童生徒の就学区域の指定について>

1. 市町村教育委員会は、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない。
(学校法施行令第5条)

2. この指定に当たっては、当該事務の適正な管理と執行を確保するために、地教行法第25条の規定に基づき、教育委員会規則で定めてこれを実施することが望まれる。

(昭和56年12月3日教職第513号各市町村教育委員会教育長あて県教育長通知)

〇〇市(町村)立小学校及び中学校の就学区域を定める規則(準則)

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)

第5条第2項の規定により、就学予定者が就学すべき学校を指定する場合における指定の方法について定めることを目的とする。

(指定の方法)

第2条 就学予定者が就学すべき学校の指定は、就学予定者の保護者の住所地により行うこととし、別表のとおりとする。

(特例)

第3条 特別の事情により、指定された学校に就学することができないときは、当該就学予定者の保護者は、学校法施行令第8条の規定により、当該指定の変更を教育委員会に申し立てることができる。

(委任)

第4条 この規則の施行についての必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

学 校	地 域
〇〇小学校	△△町1丁目、2丁目及び3丁目。◇◇町。

3. 「学校指定の変更の認可」及び「区域外就学の承諾」については、市町村教育委員会において、次の点に留意すること。

- (1) 「学校指定の変更」については認可基準を、「区域外就学」については承諾基準を設け、それに従って適正に処理すること。
- (2) 「学校指定の変更」については、保護者及び関係学校長に対し、文書をもって通知すること。
- (3) 「区域外就学」について、承諾を与えようとする場合には、あらかじめ関係教育委員会で協議書を交わすこと。
- (4) 「区域外就学」の承諾は、1年を限度とし、必要があるときは更新の手続きをとることが望ましい。